

I はじめに

原子力の利用によって、人類は技術によってエネルギーを得るという大きな利点を得た。この利点を十分に活かすためには、利用に伴う事故の対策が必要であることはいうまでもない。事故が発生した場合の被害の大きさを考えると、特に損害賠償制度の観点から、法律によって特別な措置(無過失責任、責任集中、強制損害賠償措置等)を設けることは当然のことと考えられる。

このように一定の事由に起因する損害の賠償について、民法の原則を修正した損害賠償制度を構築する例は多く、例えば、労働基準法、自動車損害賠償法、さらに大気汚染防止法をはじめとする環境関係の立法等が好例である。

ただし、これらの法律、特に環境関係の立法は、先に被害の発生があり、それを如何に救済するか観点から、すなわち、被害者保護の観点から法制度化が進められてきたのに対し、原賠法は「将来の万一の事態を考慮して、予め原子力損害の賠償に関する法制を整備した」ものである⁽¹⁾。これは、原子力の平和利用を行うためには、利用に先立ってその利用の結果から将来生じうるかもしれない被害に対して、万全の措置を講じる必要があるとの認識があったからであると思われ、この点には、原賠法の、将来を考えた予防的な性格が現れている。

近年、その制度の抱える問題がクローズアップされてきた。その問題の詳細については、次章以下で詳細に述べることとし、ここでは、クローズアップの契機について簡単に述べることとする。

一つは、国際的な観点である。1986年に当時のソ連邦ウクライナ共和国で発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故は、原子力発電所の事故の影響が1国にとどまらず他国にも及ぶものであることを示し、その解決のためには、国際条約のスキームが必要であるとの認識を人々に深めさせた。このことは、既存の原子力損害賠償におけるパリ条約とウィーン条約という二つの国際条約を連結させ、両条約の普遍性を高めようとする動きを促進させた。結果として、両条約を連結させるジョイント・プロトコルが採択され、1992年に発効した。その上、賠償措置額の引き上げ・拡充を意図して補完的補償条約が1997年採択された。

こうした国際的な動きの中で、わが国においても、これら国際条約への加入、加入に伴って必要となる原賠法の改正事項等について検討が進められてきている。

さらに、国内的な観点としては、1999年、わが国で始めて起こった臨界事故であるJCO事故が代表的なものである。それまでは、原賠法は「将来の万一の事態を考慮」した措置であるとされ、万一の事故は起こらないのではないかと考えられていたのであるが、この願望もJCO事故の前には無残にも砕かれてしまい、実際の損害賠償・補償をどうするかという現実的な課題が与えられ、原賠法の制度的な問題点が浮き彫りにされてきている。

こうした最近の一連の流れを前提としつつ、本報告では、次章以下で、原賠法の抱える問題点について分析を行うこととする。